

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則等の一部改正について

平成28年1月29日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
ガス安全室

### 1. 改正の背景

- ◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の改正（平成9年4月1日施行）により新設された認定制度は、集中監視システム等を積極的に導入している液化石油ガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）を認定し、さらなる保安の高度化を図ることを目的としている。
- ◇当該認定を受けた販売事業者（以下「認定販売事業者」という。）は、「インセンティブ規制」として、①業務主任者の選任基準の緩和、②緊急時対応に係る要件の緩和、③供給設備点検・消費設備調査の一部頻度の緩和の特例措置を受けることができる。

#### <参考1> 現行制度の認定要件

液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、集中監視システムを設置する等の条件を全て満たした一般消費者等が70%以上であること

#### <参考2> 現行制度における認定販売事業者に対する特例措置

- ・販売所ごとに選任が義務付けられている業務主任者の選任基準の緩和
  - －基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の2/3を減じることができる。
- ・原則として30分以内に到着とされている緊急時対応の要件の緩和
  - －40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。
- ・4年に1回以上とされている供給設備点検及び消費設備調査の一部頻度の緩和
  - －10年に1回以上とすることができる。

- ◇しかしながら、①一般消費者等の通信回線設備の変遷に伴う設備投資が増大したこと、②「インセンティブ規制」の便益が実態に照らして不十分であること、③合併その他の事業承継により一時的に要件を下回った場合にも認定取消しとなること等の課題があり、認定販売事業者数は238者（平成27年4月1日現在、全体の1%程度）にとどまっている状況にある。
- ◇他方、近年では、従来の有線式に加えて、一般消費者等の通信回線設備に依存しない通信インフラの整備が進み、当該無線端末（親機）の共同利用方式が可能となるなど、集中監視システムを導入しやすい環境が整ってきている。
- ◇そこで、認定制度を有効活用するため、認定対象の裾野を広げ、「インセンティブ規制」を強化し、より利用しやすい制度とするため、以下の省令・告示等の改正を行う。

- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）
- ・液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第121号。以下「認定告示」という。）
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（20140901 商局第3号。以下「運用通達」という。）
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の運用及び解釈について（20140901 商局第3号。以下「手数料通達」という。）

◇なお、本改正については、産業構造審議会第7回液化石油ガス小委員会（平成27年12月18日開催）において審議いただき、御了承を得た内容を踏まえたものである。

## 2. 主な改正内容

### (1) 認定要件の細分化について

- ◇認定基準を細分化し、規則第46条第1号の基準による認定（以下「第一号認定」という。）と同条第2号の基準による認定（以下「第二号認定」という。）による2段階の認定制度とする（規則第46条関係）。
- ◇「第一号認定」の要件は、現行と同様に認定対象消費者割合が「70%以上」であることとし、「第二号認定」の要件は、審議会での議論を踏まえ、「50%以上」を要件とする（認定告示第4条関係）。
- ◇第二号認定を受けた販売事業者（以下「第二号認定販売事業者」という。）が認定対象消費者割合を「70%以上」まで増やし、第一号認定を取得した場合には、第二号認定は効力を失うこととし、認定の重複を避ける（規則第47条の2関係）。
- ◇認定の特例としては、第一号認定を受けた販売事業者（以下「第一号認定販売事業者」という。）に関しては、現行制度と同様に、①業務主任者の選任基準の緩和、②緊急時対応の要件の緩和、③点検・調査の一部頻度の緩和の全てを付与することとする（規則第49条、第50条関係）。
- ◇第二号認定販売事業者に対しては、上記②を付与することとする（規則第50条の2関係）。

### (2) 認定販売事業者に対する特例の追加について

- ◇第一号認定販売事業者に対して、これまでの認定販売事業者において高い保安実績が保たれて来たことを踏まえ、更なる「インセンティブ規制」の強化を行う。
- ◇具体的には、認定対象消費者が設置する燃焼器（飲食店以外の場合は、ガス湯沸器、ガスふろがま及びガスストーブに係る燃焼器に限る。）の全てが、以下のいずれかに該当する場合には、①緊急時対応の緩和を現行制度の「40 k m」から「60 k m」とする、②点検・調査頻度について、現在「4年に1回以上」となっている項目を「5年に1回以上」に緩和することとする（施行規則第50条第3号、第5号関係、認定告示第7条第2項関係）。

- ・一酸化炭素警報器を設置し、検知した一酸化炭素濃度が0.03%に達する前に自動的にガス供給を停止する機能を有すること（一酸化炭素警報器連動遮断）
- ・不完全燃焼防止装置が付けられていること
- ・屋外に設置していること

### （3）認定基準に係る猶予期間の設定について

- ◇認定販売事業者が「合併その他の事由による事業の承継」を行うことにより、認定対象消費者以外の一般消費者等の数が増加し、短期的に認定の要件を満たさなくなった場合においては、当該承継から1年間の猶予期間を設けることとする（施行規則第46条第1号ロただし書、同条第2号ロただし書関係）。
- ◇「合併その他の事由による事業の承継」を行うことにより、猶予期間に入った場合においては、遅滞なく、その旨を認定行政庁に報告することとする（規則第48条第2項、第3項関係）。

### 3. その他

- ◇今回の規則改正を踏まえ、認定申請書の記載時における留意点を明確化し、第一号認定後における点検頻度の事例を明示するなど、円滑な制度運用を行うために、運用通達に関して所要の改正を行う。
- ◇また、手数料通達を改正し、今回の規則改正に伴う条ズレの手当を行う。

### 4. 今後のスケジュール

公布日 平成28年3月中（予定）

施行日 平成28年4月1日（予定）